

【重要】不動産の表示規約をご確認ください

不動産広告のルール「不動産の表示に関する公正競争規約」（表示規約）には、さまざまな規定があります。広告作成の際は、表示規約に則った表示になっているか、ご確認をお願いします。

1	広告表示の開始時期の制限	建築確認を受けてからなど、広告を始められる時期
2	必要な表示事項	物件の種別、広告媒体ごとに必ず記載しなければならない事柄
3	特定事項等の明示義務	デメリット事項など、該当する項目であれば必ず記載しなければならない事柄
4	表示基準	徒歩による所要時間は80m = 1分（端数切り上げ）で算出など
5	不当表示の禁止等	おとり広告の禁止、不当な二重価格表示の禁止など



「表示規約」に違反すると、不動産公正取引協議会から、違約金課徴や警告などの措置を受けることがあります（表示規約第27条）。また、不動産情報サイト アットホームをはじめ、特定のポータルサイトなどへの広告掲載を一斉に停止する施策も行っています。



「表示規約」「景品規約」は、不動産公正取引協議会連合会ホームページにてご覧いただけます。 <http://www.rftc.jp/koseikyosokiyaku/>



【売土地/売戸建住宅】

「区画番号・号棟番号」のご登録をお願いします

売土地および売戸建住宅の物件情報に、「区画番号」「号棟番号」の項目を用意しております。販売中の区画・号棟を把握することができ、メンテナンスが行いやすくなります。ぜひ、ご登録ください。

●ATBB(不動産業務総合支援サイト)にご登録の場合

ATBB物件登録画面【売土地】区画番号欄

区画番号	<input type="text"/>	会員間 <input checked="" type="radio"/> 表示 <input type="radio"/> 非表示	一般向 <input type="radio"/> 表示 <input checked="" type="radio"/> 非表示
※表示有無は一部サービスでは反映されません。詳しくはこちら			

「1区画」「A区画」などの区画番号を登録してください。

※【売戸建住宅】の場合は、号棟番号欄に「1号棟」「A棟」などの号棟番号を登録してください。

おとり広告防止

販売終了した区画・号棟の物件情報を公開し続けると、「おとり広告」に該当します。こまめなメンテナンスを心掛けていただき、販売中の物件情報を公開されるようお願いいたします。

★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。
 *同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート
 *同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。 https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/
 ★上記TOPICは、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。